

学校給食費無料化・相当額助成

必要に応じて申請を



市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、一定の要件を満たす場合に学校給食費を無料とします。また、食物アレルギーなどを理由に給食を食べられない子の保護者には学校給食費相当額を助成します。



学校給食費無料化

一定の要件を満たす場合に、市立小中・義務教育学校の学校給食費を無料とします。対象や要件、必要書類などは下表を確認してください。

対象・要件・必要書類など

対象	要件(全てを満たすこと)	必要書類	申請期限・申請方法	専用フォーム
市立中学3年生 (義務教育学校9年生)	<ul style="list-style-type: none"> ○子が市立中学3年生(義務教育学校9年生)である ○生活保護制度で学校給食費の支援を受けていない 		申請不要	
ひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none"> ①次のいずれかに当てはまるひとり親である(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあることが住民登録されている場合(「夫(未届)」「妻(未届)」など)は除く) <ul style="list-style-type: none"> Ⓐ離婚している、または未婚である Ⓑ配偶者が死亡している Ⓒ配偶者が生死不明(行方不明)である Ⓓ配偶者の暴力により裁判所から保護命令を受けている ②子が市立小中・義務教育学校に通っている ③原則として保護者と無料化の対象となる子が同一世帯で、市に住民記録がある ④生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない ⑤学校給食費の滞納がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の戸籍謄本(外国籍などで戸籍謄本がない場合は、婚姻の状況がないことを証明する書類(独身証明書など)と訳者名を記載した訳文) ○(①のⒸⒹの場合)それを証明する公的な書類(いずれも3カ月以内に発行された物(コピー可)) 	<p>申請期限=5月12日(金)(当日消印有効)</p> <p>申請方法=右の専用フォームから申請する。または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/kyushoku_muryo.html)にある申請書を郵送で学校給食センター(〒286-0011 玉造1-14)へ</p>	 <p>https://logofor.m.jp/f/wM2nY</p>
第3子以降	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養している子のうち年齢を高い順に数えて3番目以降の子が市立小中・義務教育学校に通っている ○原則として保護者と無料化の対象となる子が同一世帯で、市に住民記録がある ○生活保護制度・就学援助制度で学校給食費の支援を受けていない ○学校給食費の滞納がない 	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養している小学生以上の子の保険証の写し(ただし、市立小中・義務教育学校に通う子は不要) 	<p>申請期限=5月12日(金)(当日消印有効)</p> <p>申請方法=右の専用フォームから申請する。または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/kyushoku_muryo.html)にある申請書を郵送で学校給食センター(〒286-0011 玉造1-14)へ</p>	 <p>https://logofor.m.jp/f/uPFct</p>

アレルギー児等学校給食費相当額助成

市立小中・義務教育学校に通っている子が食物アレルギーなどを理由に、学校給食の提供を受けず、毎日弁当を持参する場合、保護者へ学校給食費相当額を助成します。対象となる場合は早めに申請してください。助成金

は、出席状況などを確認の上、年度終了後に指定口座へ振り込みます。

申請方法=申請書を学校から受け取り、医師の証明などを添えて学校へ

※くわしくは学校給食センター(☎27-9449)へ。